

令和元年12月6日

第6回東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会の書面協議の結果について

標記の書面協議の結果を下記のとおり公表いたします。

記

1. 書面協議開始日 令和元年11月22日（金）
2. 書面協議表決日 令和元年12月5日（木）
3. 協議事項  
(1) フォローアップ調査に係る活性化事業の目標値設定について

協議結果：別紙により目標値を決定  
全構成員の合意により承認。

【問い合わせ先】

東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会 事務局  
一般社団法人千葉県タクシー協会 土屋、田中、竹門  
電 話 043-307-7002  
FAX 043-307-7003

令和元年11月22日

東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会構成員 各位

東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会  
会長 榛澤芳雄  
(公印省略)

第6回東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会（書面会議）の  
開催について

拝啓 初冬の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会の円滑な運営に深いご理解と格別なるご協力を賜り誠にありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年1月27日に施行された「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）に基づき、東葛交通圏は平成28年7月1日付けで特定地域として指定（指定期間は平成28年7月1日から平成31年6月30日まで）され、同法の規定により組織された「東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」（以下「協議会」という。）において、タクシー事業の適正化と活性化を推進するための特定地域計画の作成に向けた議論が進められ、平成30年6月12日に開催された第2回協議会において、特定地域計画の合意に係る議決を行った結果、同協議会として特定地域計画に合意するとの結論に至り、同日付けで協議会会長より関東運輸局に対し認可申請を行い、同年9月4日付けで申請のとおり認可されたところであり、その後、当該特定地域計画に合意した各タクシー事業者が事業者計画の認可を受け、タクシーの供給削減措置と併せた需要活性化策を行うなど、タクシー事業の適正化と活性化に向けた取組みを実施しているところではありますが、こうした中、平成31年2月13日に開催された第4回協議会において、指定期限の延長に係る議決を行った結果、同協議会として指定期限の延長に合意するとの結論に至り、令和元年7月1日付けの官報告示により、特別措置法施行規程の一部が改正され、東葛交通圏に係る特定地域の指定の期限が延長（期間は令和元年7月1日から令和4年6月30日まで）されたことから、引き続き、タクシー事業の適正化と活性化に向けた取組みを鋭意推進しているところであり、

こうした状況下の中で、平成28年12月27日付けで国土交通省自動車局長から発出された「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に係るフォローアップについて」（以下「通達」という。）のⅡ.2(2)に規定される、項目ごとに設定する目標値について、本来であれば協議会を開催し、構成員の皆様のご承認を頂戴するところではありますが、通達に基づく目標値の設定につきましては、東葛交通圏内タクシー事業者の協議結果を反映した目標数値であることに鑑み、今回は書面での決議を賜りたいと存じます。

つきましては、別添の議案資料をご覧いただき、別紙「書面議決書」にご記入の上、同封の返信用封筒にて令和元年12月5日（木）までにご返信下さるよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 【議案】

第1号 東葛交通圏の活性化に係る調査結果と設定する目標値について

第2号 その他

### 【問い合わせ先】

東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会 事務局  
一般社団法人千葉県タクシー協会 土屋、田中、竹門  
電話 043-307-7002  
FAX 043-307-7003

# 書 面 議 決 書

令和元年 月 日

東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会  
会長 榛澤 芳雄 様

団体名等  
役 職 名  
氏 名

⑩

第6回東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会の  
書面審議について（回答）

## 1. 審議事項

(1) 議案第1号 東葛交通圏の活性化に係る調査結果と設定する目標値について

承認する      承認しない      ←どちらかに○をつけてください。

※その他ご意見等

## 2. その他

ご意見・ご質問等がありましたら、ご記入ください。

## 本省通達Ⅱ. 2(2)に規定される、項目ごとに設定する目標値

### 東葛交通圏

事業者数	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	車両数	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	運転者数	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
	34	33	32		1,112	1,093	1,058		1,965	1,851	1,761

※一般タクシー事業者およびその他ハイヤー事業者のみ ※一般タクシー車両およびその他ハイヤー車両のみ

	調査項目	調査結果									目標値		
		平成28年度末			平成29年度末			平成30年度末			令和元年度末		
		取扱事業者数	受講又は認定運転者数	導入車両数	取扱事業者数	受講又は認定運転者数	導入車両数	取扱事業者数	受講又は認定運転者数	導入車両数	取扱事業者数	受講又は認定運転者数	導入車両数
目標値を設定する項目	① 妊婦・子ども向けタクシー 取組事業者数及び認定運転者数シェア	3	134	/	2	82	/	2	116	/	2	126	/
	② UD研修 受講者数及び受講運転者数シェア	9	18	/	18	232	/	20	380	/	23	517	/
	③ 観光タクシー 取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア	2	8	/	1	4	/	2	9	/	1	12	/
	④ 外国語講習 受講者数及び受講運転者数シェア	1	3	/	17	26	/	16	27	/	16	30	/
	⑤ アプリ配車の 導入事業者数及び対応車両数シェア	6	/	232	8	/	269	12	/	580	14	/	696
目標値を設定することが望ましい項目	⑥ UDタクシーの 導入車両数及び導入車両数シェア	1	/	1	9	/	27	13	/	65	15	/	81
	⑦ 環境対応車の 導入車両数及び導入車両数シェア	2	/	25	4	/	69	1	/	11	1	/	13
	⑧ 先進安全自動車(ASV)の 導入車両数及び導入車両数シェア	1	/	1	4	/	53	12	/	60	15	/	76
	⑨ クレジットカード・電子マネー等 導入車両数及び導入車両数シェア	21	/	619	25	/	781	26	/	909	28	/	999